

滋賀県消費生活条例の一部改正について（報告）

1 改正の理由

消費者安全法の一部改正により、都道府県は消費生活センターの組織および運営に関する事項等を条例で定めるものと規定されたことから、消費生活センターの組織および運営等について規定するため、滋賀県消費生活条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

「滋賀県消費生活条例」に、「第4章の2 消費生活センターの組織および運営等」という新たな章を設け、以下の規定を追加する。

なお、今回、都道府県で条例を定めるにあたっては、「内閣府令で定める基準を参酌するもの」とされたことから、以下の規定は、この基準に基づいて規定したもの。

【条例改正により新たに規定する事項】

| |
|---|
| ① 名称および所在地等の告示（第37条の3） |
| 消費生活センターの名称、所在地、相談日時等を告示する。それらを変更した際も同様とする。 |
| ② 職員の配置等（第37条の4第1項および第3項） |
| 消費生活センターに所長、消費生活相談員、その他所要の職員を置く。消費生活相談員は、消費生活相談員資格試験に合格した者またはこれと同等以上の専門的な知識および技術を有すると知事が認める者でなければならない。 |
| ③ 消費生活相談員の人材および処遇の確保（第37条の5） |
| 知事は、任期を定めて消費生活相談員を任用する場合には、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再任することができることその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材および処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。 |
| ④ 研修の機会の確保（第37条の6） |
| 消費生活センターの職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。 |
| ⑤ 情報の安全性の確保（第37条の7） |
| 消費生活相談業務等により得られた情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。 |

3 施行日

平成28年4月1日